

## 加美町観光大使設置要綱

### (設置)

第1条 加美町の自然豊かな自然環境や観光情報を広く紹介し、交流人口の拡大、観光振興とイメージアップを図るために、加美町観光大使（以下「大使」という。）を設置する。

### (役割)

第1条 大使は、次の役割を担うものとする。

- (1) 町内の観光施設やイベントなどの紹介及び宣伝。
- (2) 観光や交流人口の拡大のための提言。
- (3) 町が実施するイベントの参加。
- (4) その他町長が必要と認める活動

### (委嘱)

第2条 大使は、次に掲げる者の中から町長が委嘱する。

- (1) 本町について、深い理解と認識を持ち、各々の立場から前条に掲げる活動が期待できる者。
- (2) 本町の歴史、文化、物産、観光の分野において活躍している者。
- (3) その他町長が必要と認める者。

### (任期)

第3条 大使の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

### (報酬)

第4条 大使は無報酬とする。ただし、第2条に掲げる活動を行い、町長が必要と認めた場合は、予算の範囲内で謝礼金を支払うことができる。

2 町長は、大使が第2条に規定する役割を遂行する場合、次に掲げるものを提供することができる。

- (1) 本町の観光宣伝に寄与するための名刺。
- (2) 本町に関する情報誌及び資料等。
- (3) その他、町長が認めたもの。

### (解任)

第5条 町長は、観光大使が次の各号のいずれかに該当することとなった時は、これを解職することができる。

- (1) 第2条に掲げる活動を行うことができなくなったと認められるとき。
- (2) 観光大使本人から辞任の申し出があったとき。

2 町長は、前項の規定にかかわらず、特別の事由があるときは、大使を解職することができる。

### (庶務)

第6条 大使に関する庶務は、商工観光課において処理する。

### (補足)

第7条 この要綱に定めるもののほか、大使の設置に関し必要な事項は、町長が別に定める。

付則 この要綱は、平成25年5月1日から施行する。